

## 株式の高価買入れ / 寄付金該当性

未公開判決 平成16年12月17日判決 TAINZコードFO-2-224

### はじめに

本件は、株式の購入に要した金額が高価買入れにあたるか否か、高価買入れに該当するのであれば、その高価とみなされる部分が寄付金に該当することとなるかどうか、そして、税務上かねてより議論が行われている非上場株式の評価の問題、並びに更正処分においては原処分庁は、いかなる立証責任を負わなければならないか、様々な問題を含む事案である。

### 事案の概要

請求人は、米国法人 Company (以下「米国C社」という。)が100%出資して設立した産業機械輸出入業を営む子会社である。

米国C社は、日本に進出した当時から地域ごとに選定した販売代理店(以下「ディストリビューター」という。)は第三者である個人とし、その個人をその者一代限りとして認定して、ディストリビューターにより法人を設立してその業務を行うこととしている。米国C社は、ディストリビューターの業務に関する重要事項の決定は自社で行いたいという意図から、ディストリビューターが設立した会社の発行済み株式の3分の2以上を、日本における同社の子会社である請求人を通じて保有することを方針としている。米国C社が日本の地域ごとに選定したディストリビューターの意思により設立された法人の一つであるB社は、具体的には、乙と請求人が、昭和60年9月2日に、米国C社製品の小売販売等を行う目的で、資本金2,500,000円、総株式数50株で設立したものである。

そして、請求人は、米国C社の上記方針に基づき、B社の設立当初から、総株式数50株のうち36株を保有(以下、当該36株を「請求人分株式」といい、請求人分株式が占める出資関係を「本件出資関係」という。)していた。

乙は、B社の設立当初から、同社の株式の28%に当たる本件株式を保有していた(ただし、そのうちの5株を平成5年12月6日に妻の丙に譲渡している。)

B社は、平成8年2月23日に利益剰余金を取り崩して、資本金の額を2,500,000円から10,000,000円に増資している。B社の株式は、非上場株式であり、かつ、登録銘柄として登録されている株式以外の株式であり、記名式の額面普通株式である。

昭和60年9月2日付で請求人と乙との間に締結されたRetirement Stock Agreement(以下「当初引退時株式契約」という。)には、次の内容が記載されている。

(イ) 当該契約の当事者は、乙が当該事業の主宰者として機能できないあるいは引退する場合に当たっての本件株式の処理について、規定を設ける。

(ロ) 乙あるいはその遺族らは、乙自身が当該事業の主宰者として機能できなくなった場合が生じた際には、本件株式を請求人に譲渡することに同意する。また、請求人は、これを購入するか、若しくは請求人の指名する者に購入させることに同意する。

(ハ) 乙及び請求人は、本件株式の価額を「簿価」の3.571倍(50株を14株で除

したもの)とし、当該「簿価」は、「B社の純資産(総資産から総負債を控除したもの)の金額に所定の調整を加えることで算出される金額(以下「本件調整純資産の金額」という。))」を株数に按分したものを意味する(したがって、本件株式の価額は、実質的に本件調整純資産の金額になることを意味する。)

(二)乙は、本件株式を請求人以外の者に、売却等の方法により譲り渡す、あるいは担保等として差し出すことはできない。

なお、乙が本条項を履行できなかった場合、請求人は、本件調整純資産の金額にて、本件株式を買い取る権利を有する。

(ホ)請求人はB社を指名して本件株式を購入させることができるものとし、その際には、本件株式は、当該契約に定める価額及び条件に従って償還されるものとする。

(ヘ)買受価額の支払いについては、10回の均等分割年払にて行われるものとし、その間の利息は、本件株式が譲渡された日のB社の主要取引先銀行のプライムレートで計算される。なお、請求人、請求人の指名した者であるかにかかわらず、買受人は、当該決済を繰り上げて行うことができる。

その後、平成5年12月6日付で請求人と乙及びその妻である丙(以下、両名を併せて「乙ほか1名」という。)との間に締結されたRetirement Stock Agreement(以下「改訂引退時株式契約」という。)には、次の内容が記載されている。

(イ)当該契約の当事者は、請求人と乙ほか1名である。

(ロ)当該契約の当事者は、乙が当該事業の主宰者として機能できないあるいは引退する場合、丙が死亡あるいは離婚した場合に当たっての本件株式の処理について、規定を設ける。

(ハ)丙が死亡あるいは離婚した場合、丙が所有する本件株式の自己所有分は乙に売却され、乙はこれを購入するものとし、もし、乙が所定の期間にこれを履行できなかった場合には、請求人又は請求人が指名する者が額面金額で購入する権利を有する。

(ニ)乙ほか1名は、本件株式を請求人以外の者(個人及び法人)に、売却等の方法により譲り渡す、あるいは担保等として差し出すことはできないものとし、乙ほか1名のいずれかがこれを履行できなかった場合には、請求人または請求人が指名する者は、本件調整純資産の金額の50%にて、本件株式すべてを買い取る権利を有する。

(ホ)上記(ハ)及び(ニ)の場合を除き、請求人は本件調整純資産の金額で本件株式を購入するものとする。

(ヘ)買受価額の支払については、購入に当たり、買受金額の30%を支払うこと、残額は10回の均等分割年払にて行われるものとし、その間の利息は、本件株式が譲渡された日のB社の主要取引先銀行のプライムレートで計算される。当該利息は、毎年当該株式譲渡の日に対応する日に見直しを行う。なお、買受人は、当該決済を繰り上げて行うことができる。

乙は、昭和60年9月2日から平成12年12月22日に退任するまでB社の代表取締役であった。後任には、平取締役であった丙が平成12年12月22日付で就任したが平成13年1月1日に退任し、同日付で後任にD株式会社(以下D社という。)の代表取締役の丁が就任した。平成13年1月25日付(購入日同年1月1日)の請求人が乙ほか1名から本件株式を購入する契約(以下「本件株式購入契約」という。)には、次の記載が

ある。

(イ) 乙ほか1名は、その所有とする本件株式のすべてを請求人に譲渡すること。

(ロ) 上記(イ)の購入価額は、本件株式購入契約の定めによって計算される平成12年12月31日現在におけるB社の資産の純価値の金額(以下「本件純価値額」という。)に相当する金額とすること。

平成13年1月25日付(譲渡日同年1月1日)のB社の全株式に係わる請求人とD社との間の株式譲渡契約(以下「D社向け株式譲渡契約」という。)には次の記載がある。

(イ) 請求人は、同人がその100%を所有するB社の発行済株式のすべて(50株)をD社に譲渡する。

(ロ) 上記50株の譲渡価額は、当該契約の定め<上記「本件株式購入契約」の定めと同一内容>によって計算される平成12年12月31日現在におけるB社の資産の純価値の金額、すなわち本件純価値額に相当する金額とする。

上記、「本件株式購入契約」及び「D社向け株式譲渡契約」における本件純価値額は182,328,455円となる。

請求人は、平成13年1月31日に本件株式を乙ほか1名から182,514,121円で購入した(以下、請求人が本件株式の購入対価であるとする当該金額を「本件購入金額」という。)。当該金額は、上記本件純価値額に相当する金額182,328,455円と本件株式購入契約の約定により加算される請求人から乙ほか1名への支払利息185,666円の合計額である。

また、同日、請求人は、本件株式と請求人分株式を合わせたB社の全株式50株を182,514,131円でD社に譲渡した。当該譲渡に係わる収入金額は、上記本件純価値額に相当する金額182,328,455円とD社向け株式譲渡契約の約定により加算されるD社から請求人への支払利息185,666円の合計額である。

請求人の平成13年1月1日から平成13年12月31日までの事業年度に行った上記株式の所得及び同株式の譲渡について、原処分庁は、請求人が譲渡原価であるとした金額(当該株式の取得価額)には寄付金に相当する金額が含まれていることから譲渡益の金額が過少になっていることを主たる理由として平成15年10月31日付で法人税の更正処分(以下「本件更正処分」という。)及び過少申告加算税の賦課決定処分を行った。これに対して請求人が審査請求に及んだものである。

#### 請求人の主張

本件株式購入契約により取得した本件株式の取得価額182,514,121円(金利185,666円を含む。)は、次のとおり、B社を設立した際、同社の代表取締役である乙と取り交わした当初引退時株式契約に基づき算定された適正な市場価額であり、本件株式及び請求人分株式の総数50株の譲渡に係わる取得価額である。

株式を時価より高額で取得した場合には、その高額とされる部分は取得価額から除かれるのであるが、時価とは、適正かつ客観的な市場価額であり、第三者間での相対取引の場合には、その当事者の恣意を交えず取引価額として合意した金額が適正な市場価額となるべきである。そして、第三者である乙ほか1名から取得した本件株式の価額は、従前から両者が法律的に有効な当初引退時株式契約に基づき算出したものであり、ここに寄付金相

当額が含まれていない以上、その全額が適正な市場価額として時価を構成すべきものである。また、各引退時株式契約が締結された時点においては、将来乙の事業が失敗に終わった場合には、引退するときには会社の純資産の価額が非常に低くなっている事態も想定され、そのときにはその低い純資産の価額に応じて解散された価額を株式購入対価として支払う予定であり、このような状況においては本件株式購入契約が乙ほか1名への利益供与を目的として締結されていたはずがない。したがって、本件株式の購入対価を合意した時点においては、乙ほか1名に対して贈与を行う意図がなかったことは明らかであり、贈与を行う意図がない者が寄附を行えるはずがなく、寄附の事実はない。

米国C社は、日本に進出した当初から各地域ごとに選定した第三者である個人を一代限りのディストリビューターとし、そのディストリビューターが自らの意思で法人を設立してその業務を行うことを認めているものであり、請求人がB社の発行済株式の72%に当たる36株（請求人分株式）を保有していたのは、ディストリビューター間の事業移転をスムーズに行うことのみを目的としたものである。B社設立時に72%相当額の出資を行った際、金銭払込額を帳簿上何らかの形で認識せざるを得なかったため1,800,000円を出資金として計上したが、取引の本質からすれば、この出資金は全く価値の無いものであることから、出資金勘定の雑損失としたものであり、実態としては、B社が活動を始めた瞬間からその請求人分株式は無価値、無価額となり、乙が取得していた本件株式そのものがB社のすべての価値である。本件株式の譲渡は、B社の事業の移転であり、D社に売却したのは、あくまでもB社の事業であり、販売権であり、B社そのものである。

B社に生じた利益を全部乙に帰属させるような株式を発行できればそれを選択したが、商法上許されなかったため通常の普通株式として発行したものであり、請求人分株式はディストリビューター間の事業移転をスムーズに行うことのみを目的とした利益参加権のない議決権株である。この点につき原処分庁は、みなし配当を受け取っている旨主張する。確かにB社は増資を行い配当可能利益を資本金の額に組み入れた事実はあるが、そのことが直ちに請求人がみなし配当を受け取ったことを示すものではない。

みなし配当が金銭の授受を伴わないことは当然のことであるが、金銭の支払があろうがなかろうが請求人は配当と名の付くものを一切受け取っておらず、また、B社の利益に対する参加権を持たない以上、みなし配当の処理はすべきものではないと認識している。

乙は、請求人の親会社である米国C社のディストリビューターでありその供給する製品を専属的に販売するB社の代表取締役であることを除けば請求人及び米国C社となんらの利害関係もない純粋な非関連者で完全な第三者である。

#### 原処分庁の主張

平成13年1月31日に乙ほか1名から購入した本件株式の適正かつ客観的な市場価額は、次の理由から、請求人が平成13年1月31日に本件株式及び請求人分株式の総数50株を第三者であるD社に譲渡した譲渡価額から算出される一株当たり約3,646,569円の金額であると判断される。

そうすると、本件株式の適正かつ合理的な価額は51,051,968円であると認められ、当該金額と譲渡価額182,328,455円との差額131,276,487円は、請求人の乙ほか1名に対する経済的な利益供与であると認められる。

法人税法上の寄附金とは、寄附金その他いずれの名義をもってするかを問わず、内国法人が金銭その他の資産又は経済的利益の贈与又は無償の供与をした場合における当該金銭の額若しくは当該経済的利益のその供与の時における価額によるものとする旨規定されていることから、事実上の利益供与の有無により認定されるものであり、当初引退時株式契約の締結時における贈与の意図の有無について判断を行うものではない。さらに補足すると、契約の履行により支払った金額が時価と比べて高額である場合、時価との差額は経済的利益を実質的に相手方に供与したものである。その供与自体に合理性（契約がある等のみではなく経済的合理性が必要である。）がない場合は寄附金に該当する。このときの時価とは客観的な市場価額あるいは課税時期においてそれぞれの財産の現況に応じて不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額である。したがって、時価とは客観的に想定されている価額であって、取引当事者が認識している価額である必要はない。

請求人は、その持ち分についての出資に係わる払込みを行うとともに、本件株式譲渡までの各事業年度に係わる法人税の確定申告書の貸借対照表及び附属明細書上にB社の出資金として計上しており、B社に出資した認識がないとする請求人の主張には理由がない。

請求人は、保有するB社の株式は利益参加権のない株式である旨主張するが、請求人は、B社の資本金の72%を設立時から出資していること、請求人が所有しているB社の株式は、記名式の額面普通株式36株であること、B社は平成8年2月23日付で資本金を7,500,000円増資し、10,000,000円としており、その際、請求人は追加出資を行っていないこと、B社が平成8年3月23日に所轄F税務署長に提出した「その他の変更・異動届出書」に添付された同日付「定時株主総会議事録」において、配当可能利益金のうち、7,500,000円を資本金の額に組み入れることが同日の株主総会で承認決議された旨の記載があること及び増資後のB社の法人税の確定申告書に添付された申告書別表二（同族会社の判定に関する明細書）は、請求人の株式所有比率が72%のままであることから、B社の増資の際の5,400,000円は、請求人に対するみなし配当となる。また、親会社である請求人と子会社の役員である乙ほか1名との取引は、純然たる第三者間の取引であるとはいえない。

#### 裁決の要旨

<一部取消し、平成16年12月17日裁決、TAINZコード番号FO-2-224>産業機械輸出入業を営む審査請求人の株式の購入が高価買入りに当たり、本件株式の時価を超える部分は、有価証券譲渡益の計算において取得価額とならないとともに寄附金に該当するとする更正処分においては、原処分庁は、請求人の購入時における株式の適正かつ合理的な金額、本件購入価額が時価を超えることに加えて、本件購入金額が経済的合理性を欠く不当なものであって、時価を超える部分について実質的に贈与と認められる金額があることを立証しなければならない。

非上場株式は、市場において不特定多数の間で取引されることが予定されておらず、その価額の評価方法についても様々な考え方があり得るのであって、D社向け株式譲渡契約が第三者間取引であるところから、直ちに同契約における譲渡価額が適正かつ合理的な取引価額であるとはいえず、仮に適正かつ合理的な価額であると評価するとしても、本件購

入価額が直ちに経済的合理性を欠く不当なものということとはできず、その合理性については、B社の設立及び当初の契約の時点に遡って、諸事情をも考慮した上で、別途検討し、判断すべきである。

本件株式譲渡契約は、乙に対しては、同人が本来、100%株主兼経営者の立場で獲得できる利得を引退時等における本件株式の譲渡代価として保証し、他方、請求人に対しては、重要事項についての決定権を担保するなど、当事者双方の利益に合致するものであって、経済的合理性を有すると認められる。

また、本件引退時株式契約は、乙が獲得できた利得を担保しようとするものであると認められるから、当該契約の履行に伴い、請求人が乙に支払うべき金額を本件純価値額とすることには合理性が認められ、乙に対して実質的に贈与をしたと認められる金額があると認めるに足る理由はない。

研究～課税処分取り消しの判決であるが、様々な疑問点が・・・

#### 1. 法人税法における非上場株式の評価方法について

法人税法における非上場株式の評価方法については、明確な評価基準は存在しないことから、実務的には、通達に依存するところが大きいとされている。平成12年度の通達改正により、旧法人税基本通達9-1-15と同様の規定が法人税基本通達9-1-14に設けられている。評価通達の178から189-6の例によって算定した価額によっていえるときは、課税上弊害がない限り、これを認めるというものである。評価通達179には、大会社・中会社・小会社の区分に応じて、それぞれ類似業種比準価額方式、類似業種比準価額方式と純資産価額方式の併用、純資産価額方式による評価方法が詳細に定められている。かくして、通達では、上場有価証券以外の株式の価額は次によることとされている。法人税基本通達9-1-13において、  
「**売買実例のあるもの** 当該事業年度終了の比前6月間において売買の行われたもののうち適正と認められるもの 公開途上にある株式で、当該株式の上場又は登録に際して株式の公募等が行われるもの 証券取引所又は日本証券業協会の内規によって行われる入札により決定される入札後の公募等の価格等を参酌して通常取引されると認められる価額  
**売買実例のないもの**でその株式を発行する法人と事業の種類、規模、収益の状況等が類似する他の法人の株式の価額があるもの 当該価額に比準して推定した価額  
から までに該当しないもの 当該事業年度終了の日又は同日に最も近い日におけるその株式の発行法人の事業年度終了の時ににおける1株当たりの純資産価額を参酌して通常取引されると認められる価額」とされている。以上の取扱いについては、可能な限り通常取引価額によって時価評価を行おうとしているところ、法人税の課税標準である所得金額の算定が通常取引を前提にしており、特例的な定額又は無償による取引についても通常取引に置き換えることが法人税の趣旨であると解されるため、妥当な取扱いであると考えられる。(注1)しかしながら、法人税基本通達9-1-14では、上記法人税基本通達における原則的評価では、類似法人の選定や「通常取引される価額」の認定についてなど、実務上困難あることから一定の条件を付した上で、財産評価基本通達の取扱いを準用している。その趣旨については、原則的評価では実務上困難であること、財産評価基本通達に定める非上場株式の評価方式が実務上定着

しているからこれと著しく異なる評価方法を導入することは執行上の混乱を招くこと等の事情があるから、一つの割り切りとして法人が財産評価基本通達に定める評価方式の例によって期末評価を行っているときはこれを是認する旨を明らかにしたものである。(注2) 非上場株式の評価についての代表的な判例である鹿児島地裁平成11年11月29日判決でも、「同通達の趣旨は、一般的に、非上場株式の時価を算定することは多くの場合極めて困難であり、執行上トラブルが多発したことや納税者に予測可能性を持たせるために税務上の取扱いを明確にする必要があったのであるが、株式というものの性格上その価格形成には極めて複雑な要素が絡み合うため、実際問題としてすべての場合に適合する方式を一律に定めることは困難である一方、あまりにち密な算定方式を定めることは、いたずらに税務執行を複雑にするのみで必ずしも実情に合わないのに、実務界に定着していると認められる相続税又は贈与税における財産評価について定められている評価通達を、相続又は贈与という静的な財産評価に関する取扱いが法人税のような動的な財産評価にそのまま適用できるかどうかはともかくとして、これと著しく異なる評価方法を導入すると実行上混乱を招くであろうから、いわば一つの割り切りとして、法人が非上場株式の評価損の計上に際し、評価通達に定める評価方式の例によってその期末時価を算定しているときは、法人税法上も、原則としてこれを是認する方針を明らかにしたものである、と解されている。」と述べ、通達による評価の妥当性を論じ、純資産価額方式による評価のみが適法であり、その他の評価方法は採用することができないとする税務署長の主張に対し、純資産価額方式と類似業種比準価額方式の併用を認めているものである。一方で、同判決は、「同通達は、あくまでも法人が評価通達に定める評価方式の例によって非上場株式の時価を算定している場合に、法人税法上も原則としてこれを認めるというにすぎないものと解されるのであって、法人税の申告者が評価通達に定める評価方式の例によっていない場合にまで、同通達を根拠にして、非上場株式の時価の評価を評価通達に定める評価方式に限定する趣旨にでたものとは解されない。」とも述べ、申告者が評価通達における評価方式以外の根拠で非上場株式を評価した場合には、それを認める余地があることを明らかにしている。通達は法令ではなく国民を直接拘束するものではないので、通達によらない評価が直ちに違法となるわけではない(注3)、ということはいうまでもないが、評価に関する通達が、不特定多数の納税者に対する反覆・継続的な適用によって行政先例法となっている場合には特段の事情がない限り、それと異なる評価を行うことは違法と解される(注4)、余地がある。

本裁決事例においては、請求人と乙との間で締結された「当初引退時株式契約」には、本件株式の価額を「簿価」の3.571倍とし、ここでいう「簿価」とは「B社の純資産の金額に所定の調整を加えることで算出される金額を株数にあん分したものと記載されている。「所定の調整」が、どのような内容を意味しているのかは事実関係からは定かではないが、本裁決事例では、純資産価額方式をベースとし、これに何らかの調整を加え、3.571を乗じた金額であると推察できる。結果的に、上記評価通達に示されている金額よりは倍率を乗じた分だけ、大きな金額であることがうかがえるが、これが直ちに違法となるというわけではなく、当初から契約が締結されていた請求人と乙との「当初引退時株式契約」に基づくものであり、一見合理性がうかがえる。しかしながら、請求人においては、乙ほか1名から当該株式14株を182,514,131円(1株当たり13,0

36,723円)で購入した同日直後に、当該14株に自ら所有していた36株を足した50株を同額(1株当たり3,650,282円)でD社に譲渡を行っている。同じ株式を同日に購入並びに売却を行い、購入時の1株当たりの単価と売却時の1株当たりの単価がこれほどまでに乖離していることについて果たして「合理性」を見いだすことができるのであろうか。これについて、請求人は、自ら所有していた36株については、「事業の移転をスムーズに行うことのみを目的としたもの」であり、「無価値、無価額」であり、「乙ほか1名が取得していた14株がB社のすべての価値」であり、自ら所有していた36株分は、あくまでも名義株にすぎない旨主張している。しかしながら、原処分庁のいうように、B社が増資を行った際には、請求人に対し、みなし配当課税が行われては加え、B社の法人税申告書別表2にも請求人の持ち株割合72%が記載されていた事実を鑑みれば請求人の主張は、相容れることはできないであろう。直ちに、請求人の本件株式購入金額が合理性を失するとはいえないが、D社への売却金額が適当であったかどうかについては疑問が生じる。

## 2. 寄附金の該当性

法人税法上、寄附金とは、事業とは関係なく任意にかつ対価の授受なく無償で行われる財産の給付である。判例では、「寄附金とは、法人が相手方に対し、直接法人の事業とは関係なく、かつ、対価の授受なく無償で贈与した金銭その他の財産的給付をいうものと解する」と定義される。(注5)

本判決事例に照らすと、請求人が乙ほか1名に対し、本件株式の購入対価として支払った182,514,131円の中に乙に対する寄附金とみなされる金額が含まれるか否かが問題となる。株式の購入対価として支払った金額が寄附金とみなされるか否かについては、福井地裁平成13年1月17日判決(注6)を参考としたい。この事案は、原告であるX社は、グループ会社A社の増資に際して、額面金額及び発行価額がいずれも50円である株式を1株当たり100万円、総額で529億円で引き受け払い込みを行った後、当該株式を1億5,891万6,400円で売却し、これと前記購入額との差額527億4,108万3,600円の売却損を発生させた事案である。神戸地裁は、寄附金の意義について、『法37条6項は「寄附金、拠出金、見舞金その他いずれの名義をもってするかを問わず、内国法人が金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与」と規定しており、また、同上7項は、「実質的に」贈与又は無償の供与と規定していることからすると、同上6項にいう「贈与又は無償の供与」とは、民法上の贈与である必要はなく、資産または経済的利益を対価なく他に移転する行為であれば足りるというべきである。もっとも、右「対価」の有無は、移転された資産又は経済的利益との金額的な評価、価額のみによって決すべきものではなく、当該取引に経済取引として十分に首肯し得る合理的理由がある場合には、実質的に右「対価」はあるというべきである。』と述べた上で、『増資会社が債務超過の場合に、新株を発行しても増資会社の債務超過額を減少させるにとどまるときは、増資払込金は増資会社の純資産を増加させることにはならず、したがって、新株式の価格は理論上は零円となる。本件増資払込みによる現実の出えんがあったとしても法37条の解釈、適用上、本件増資払込金の中に寄附金に当たる部分がある場合には、当該部分は法人税法の評価としては「払い込んだ金額」(法令38条1項1号)に当たらな



いと解される。本件増資払込金は本件株式を取得するための増資払込金としての外形を有するものであるが、それが実質上寄附金と判断される以上、X会社の行った取引の外形に法人税法上の法的評価が拘束される理由はないから、法人税法上これを「払い込んだ金額」として、本件株式の取得価額に当たると解さなければならないものではない。』と述べ、新株の引受けにともなう増資払込金の場合でも、寄附金に該当する場合があることを示したものである。一方で、同判決は、「当該取引に経済取引として十分に首肯し得る合理的理由がある場合」には、「実質的な対価」は存在し、寄附金には該当し得ないことをもはっきりと示している。

そう考えると、本裁判事例における乙ほか1名からの請求人に対する本件株式の譲渡金額182,514,131円が、「経済取引として十分に首肯し得る合理的理由」に基づくものであるか否かがポイントであろう。前記の通り、当該株式譲渡金額は、あらかじめ締結されていた請求人と乙との間の「当初引退時株式契約」に基づき、B社の純資産価額に調整を加えた金額と解されるところ、タイムズに掲載されている事実関係からは、同族関係者ゆえの高額（若しくは低廉）譲渡に該当するものともいえず、意図的な租税回避行為が存在したとの事実も見受けられない。したがって、原処分庁が、即座に本件株式譲渡金額について、寄附金に該当する金額があると認定したことは、あくまでその直後のD社との株式譲渡金額と比較考量して導き出したに過ぎず、いささか課税要件の根拠を欠いたものといわれても致し方ないのではないであろうか。

### 3. 立証責任について

立証責任の概念については二義があり客観的挙証責任（実質的挙証責任）と主観的挙証責任（形式的挙証責任）とに分けることができる。前者は、ある事実につき存否いずれとも証明がつかない場合に一方の当事者が最終的に受けるべき不利益な負担（地位）をいい、後者は、ある事実が証明されないために自己に不利益な判断を受けるおそれのある当事者がその不利益を免れるため当該事実を証明すべき証拠を提出すべき負担（義務）をいうと解されている。一般に前者のみを挙証責任（立証責任）と呼び、実体法上の問題として捉え、不利益を受ける当事者の危険として理解される。（注7）立証責任分配の原則も、事案の性質をふまえ、立証方法の困難さ、対立当事者間の衡平を基礎とした正義、公平の原則の要請から考えられたものであり、基本的には課税要件事実については被告課税庁に立証責任があると解したうえで、証拠の採取の難易を考えて立証責任の分配の基準を考察し、または、その立証の必要性の程度の問題として、事案により経験則による事実上の推定によってある程度挙証責任者の負担を緩和していく考えるべきが妥当な解決方法である。（注8）課税所得がいくらかという実体面については実質的にみて、債務不存在確認訴訟における立証責任の分配に従い、納税義務者たる原告は租税債務の不存在を特定し主張さえすれば足り、あとは租税債権の存在を主張すべき課税庁がその債権の存在を主張し立証すべきである。最高裁昭和38年3月3日判決（訟務月報9巻5号668頁）は「所得の存在及び金額について課税庁が立証責任を負う。」旨と判示し、以来多くの裁判例がこれに追随してきた。実額課税においては、所得の計算過程たる収入金額、経費は主要事実を構成し、したがって、原告納税者が帳簿により計算した所得金額の計算基礎とした収入金額や必要経費と異なる事実について課税庁が主張するのであるから、その主張する収入金額、

必要経費が主要事実である以上は、課税庁において、争われた収入金額または必要経費の個別的な各項目について立証責任を負うことになる。しかしながら、経験法則からみてその不存在が事実上推定されるような極めて異例な経費については特別の事由とみて（注9）その部分の支出に限っては、その存在を主張する原告納税者が立証責任を負うものとされる。最近でも、最高裁平成8年11月22日判決は、貸倒損失の不存在については課税庁に立証責任があることを明言したうえで、納税者において、貸倒損失となる債権の発生原因、内容、帰属及び回収不能の事実等について具体的に主張し、貸倒損失の存在をある程度合理的に推認させるに足りる立証を行わない限り、事実上その不存在が推定されるとして、納税者に貸倒損失が存在することの反証を求め、実質的には立証責任を納税者に転嫁したのと同様の結論を述べている（注10）。

本裁決事例では、株式の購入に要した金額が高価買入れに当たり寄附金に相当する金額が含まれていることを理由とする更正処分においては、原処分庁においては、具体的に主張し、証拠を示すべきであるとして、立証責任を課税庁側に負わせたことは、上記に述べた判例・学説を踏襲するものであり、妥当な結果といえるであろう。原処分庁側の根拠は、本件株式の購入対価が売却対価に比して高額であると判断したにすぎず、原処分庁は、他に寄附金に相当する金額が含まれている旨の証拠を提示すべきであったといえる。

おわりに

本裁決事例は、課税処分取り消しという納税者勝利の結果は喜ばしい限りではあるが、いくつかの疑問点がつきまとう。一つは、原処分庁がいうように、いったん1株当たり13,036,723円で購入したものを、同日、1株当たり3,650,282円で売却したことについて、果たして問題はないといえるのであろうか。本件購入対価に、寄附金に相当する額が含まれておらず、正当な対価とするのであれば、その購入直後のD社に対する売却額は低廉譲渡に該当する余地はないのであろうか。もしそうであるならば、原処分庁の行った請求人の乙及びほか1名に対する寄附金という考え方ではなく、D社に対する受贈益の認定という余地も考慮に入れなければならないのではないのであろうか。（もちろん、請求人とD社の所轄税務署は異なるものと推察できるが）

もう一つは、設立と同時に締結された「当初引退時株式契約」の内容である。B社の純資産価額に調整を加えた金額に、3.571を乗じた金額である旨がうたわれている。この内容をもって、直ちに寄附金の認定や同族会社の行為計算否認の問題に結びつけること困難であると思われるが、「引退時」の契約であることから、本来、乙がB社から受領すべきである「役員退職金」の支給を、B社株式の譲渡に擬制し、本来B社が負担すべき役員退職金を、請求人が株式購入の形に変えこの金員を負担したのではないかとの推定が立つ。もし、そうであるならば、請求人からB社への寄附金の問題が生じるところであるが、事実の概要からは、乙の役員退職金の支給はB社において行われていないように思われ、また、この事実の概要からは、乙の最終役員報酬の額は定かではなく適正役員退職金の金額は判断できないが、勤続年数15年では、功績倍率を高めに見積もっても1億8千万という退職金は算出できない。B社としても、本来は適正な役員退職金を乙に支払ったうえで、B社を純資産価額方式等の方法により評価し、その評価額をもって、乙ほか1名に本件株式の譲渡を行うべきだったと考えられる。このスキームであれば、退職金を受領

した乙は、退職所得控除により所得税の軽減がはかられ、B社においては当該役員退職金の損金算入、退職金支給後は、B社の純資産価額が圧縮され、株式譲渡所得の軽減という「節税」という観点からは、通常であれば納税者が望む結果となっていた余地もあろう。しかしながら、当事者は、あえて、1億8千万円あまりの金員を「当初引退時株式契約」の通り株式譲渡の形式を踏襲し、乙においては、株式譲渡益の課税を受けたのであろうから、租税回避の概念は登場することはない。そうであれば、裁決の示す通り、本件株式購入金額に寄附金に相当する金額は含まれていないとする結果は妥当であるが、前記の通りD社への売却に係わる譲渡金額につき、D社への課税の問題については検討の余地があるであろう。

結果的に、課税処分取消しの裁決であるが、非上場株式の評価の問題については、評価通達及び裁判例を踏襲する慎重な姿勢が要求されることはいうまでもない。

- (注1) 品川芳宣 法人税における評価通達準用・貸付金利子未計上の可否  
TKC税研情報 2001.8 1頁
- (注2) 吉川元康編 法人税基本通達逐条解説 530頁
- (注3) 松澤智 租税法の基本原理解 64頁
- (注4) 金子宏 租税法 第7版補正版 380頁
- (注5) 神戸地裁昭和38年1月16日判決 税資37・1
- (注6) 品川芳宣 増資払込金のうち額面超過金の寄附金性  
TKC税研情報 2001.12 20頁
- 後久亮 増資払込金のうち1株50円を超える部分は寄附金に当たるとした  
事例  
税務事例Vol.36 No.10 18頁
- (注7) 松澤智 租税争訟法 75頁
- (注8) 松澤智 前掲 81頁
- (注9) 大阪高裁昭和46年12月12日判決 税務訴訟資料63・1233
- (注10) 税務事例 Vol.29 No.4 16頁